

「095 入院補助」の患者登録について（2023 年 10 月 1 日以降）

1. 2023 年 10 月 1 日からの変更点

高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則 1 万円に見直した上で、公費支援が継続されることとなりました。

5 墨感染症への位置づけ変更後（2023 年 5 月 8 日から）の減額幅は原則 2 万円となります。

2. 算定要件

新型コロナウイルス感染症の入院費用（治療薬以外）が、公費負担（一部補助）となります。

※2024 年 3 月末まで延長となります。

3. 参考資料

2023 年 9 月 15 日付の厚生労働省からの資料「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 31 ページ以降に「患者等に対する公費負担の取扱い（入院医療費の自己負担軽減）」が記載されております。

○新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147051.pdf>

4. 新型コロナウイルス感染症に係る入院診療及び治療薬における公費負担医療

保険医療機関所在地		公費負担者番号				集計コード
		法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号	
岡山	入院診療：一部補助	28	33	070	2	28330702
広島	入院診療：一部補助	28	34	070	1	28340701
山口	入院診療：一部補助	28	35	070	0	28350700

※2023 年 9 月 28 日付の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/001151423.pdf>

5. 「12 登録」画面の登録方法 ※以前と同じ（変更なし）

①主保険（社保／国保／後期高齢）を登録します。

②負担者番号を入力します。

※医療機関所在地により異なるので、上記項番4をご参照ください。

③公費の種類：「095 入院補助」が自動で選択されます。

④受給者番号：「9999996」を入力します。

⑤適用期間 開始日：<Enter>キーを押下すると入力日が入ります。

終了日：開始日を入力すると自動で終了日が「R6. 3. 31」と入力されますが、
後日、退院日に変更してください。

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
28340701	095 入院補助	9999996	R 5.10. 1 ~ R 6. 3.31
②	③	④	⑤

6. 自己負担限度額について

- (1) 「公費による減額後の自己負担限度額」に満たない場合は「医療費×負担割合の金額」が自己負担となります。
- (2) 「公費による減額後の自己負担限度額」を超えた場合は「公費による減額後の自己負担限度額」が自己負担となります。
- (3) 75歳到達月の特例の場合は、誕生日前後で1／2ずつの自己負担限度額
- (4) マル長併用時の自己負担なし
- (5) 入院中の食事代は減額対象外

7. 70歳未満の方（一般）の自己負担限度額 ※入院

適用 区分	高額療養費制度の自己負担限度額	公費による減額後の自己負担限度額	
		2023年9月末まで	2023年10月から
ア	252,600円+（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】	242,600円 【140,100円】	247,600円 【140,100円】
イ	167,400円+（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】	157,400円 【93,000円】	162,400円 【93,000円】
ウ	80,100円+（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】	70,100円 【44,400円】	75,100円 【44,400円】
エ	57,600円 【44,400円】	37,600円 【37,600円】	47,600円 【44,400円】
オ	35,400円 【24,600円】	15,400円 【15,400円】	25,400円 【24,600円】

※【】は多数回該当の金額

※「公費による減額後の自己負担限度額」の多数回該当の金額は「高額療養費制度の自己負担限度額」の多数回該当の金額と「公費による減額後の自己負担限度額」（上段の金額）のいずれか低い方の金額となる。

※限度額の登録がない場合、退院登録等の負担金計算時にエラーメッセージが表示されます。

エラーメッセージ：【入院補助計算】限度額認定証の公費登録が必要です

8. 70歳以上の方（前期高齢者・後期高齢者）の自己負担限度額 ※入院

適用 区分	高額療養費制度の自己負担限度額	公費による減額後の自己負担限度額	
		2023年9月末まで	2023年10月から
現役並み Ⅲ	252,600円+（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】	242,600円 【140,100円】	247,600円 【140,100円】
現役並み Ⅱ	167,400円+（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】	157,400円 【93,000円】	162,400円 【93,000円】
現役並み Ⅰ	80,100円+（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】	70,100円 【44,400円】	75,100円 【44,400円】
一般	57,600円 【44,400円】	37,600円 【37,600円】	47,600円 【44,400円】
低所Ⅱ	24,600円	4,600円	14,600円
低所Ⅰ	15,000円	0円	5,000円

※【】は多数回該当の金額

※「公費による減額後の自己負担限度額」の多数回該当の金額は「高額療養費制度の自己負担限度額」の多数回該当の金額と「公費による減額後の自己負担限度額」（上段の金額）のいずれか低い方の金額となる。

9. 75歳到達月の自己負担限度額 ※入院

適用 区分	高額療養費制度の自己負担限度額	公費による減額後の自己負担限度額	
		2023年9月末まで	2023年10月から
現役並み Ⅲ	126,300円+ (医療費-421,000円) × 1% 【70,050円】	121,300円 【70,050円】	123,800円 【70,050円】
現役並み Ⅱ	83,700円+ (医療費-279,000円) × 1% 【46,500円】	78,700円 【46,500円】	81,200円 【46,500円】
現役並み Ⅰ	40,050円+ (医療費-133,500円) × 1% 【22,200円】	35,050円 【22,200円】	37,550円 【22,200円】
一般	28,800円 【22,200円】	18,800円 【18,800円】	23,800円 【22,200円】
低所Ⅱ	12,300円	2,300円	7,300円
低所Ⅰ	7,500円	0円	2,500円

※ 【】 は多数回該当の金額

※「公費による減額後の自己負担限度額」の多数回該当の金額は「高額療養費制度の自己負担限度額」の多数回該当の金額と「公費による減額後の自己負担限度額」（上段の金額）のいずれか低い方の金額となる。

10. レセプト（公費一部負担金記載） ※記載方法については以前と同じ（変更なし）です。

- （1）公費一部負担金額が0円の場合は「0」を記載します。
- （2）公費一部負担金額が自己負担限度額に達しない場合であっても、レセプト保険欄一部負担金に金額記載を行なう場合については、10円単位での記載になります。

※広島国保からは「1円単位で記載するように」として、返戻となるケースがあるようです。

広島国保の考え方は全国の考え方と異なっているため、ORCAでは一部負担金等の金額置換編集を行い、レセプトを作成するしかありません。

広島国保が2023年10月からのレセプト保険欄一部負担金に金額記載について、どのように考えられているのか確認された医療機関様がおられましたら、弊社へも情報展開をお願いします。

以上